平成２９年（フ）第１４５号
茨城県那珂市菅谷5404番地10
債務者　町田　孝子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１５３号
茨城県ひたちなか市高場６丁目６番地１　市営高場第２アパート１－１－４
債務者　黒澤とし子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５５５号
京都市山科区大塚北溝町37番地　アーバニス京都山科508
債務者　齋藤まゆみ
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
山口県萩市大字椿東4197番地１
債務者　岡　　良治
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１０５号
香川県高松市木太町3102番地１　グラスガーデンＡ202
債務者　山下　香織（旧姓川尻）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９号
長崎県諫早市栗面町280番地40　グリーンハイツ末永Ａ棟101号
債務者　松永　啓吾
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１５５４号
大阪市北区中崎西４丁目２番31号　中崎西ハイツ　103号室
債務者　田中　紀子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７４２号
大阪市旭区中宮３丁目７番３号　ロイヤル中宮　403
債務者　深川　尚子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７４３号
大阪府摂津市別府１丁目17番14―503号
債務者　佐古田優衣
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７６６号
大阪市浪速区元町２丁目７番24号　上垣ビル501号
債務者　宮城恵美こと　趙　　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１７０号
大阪市西成区玉出中２丁目16番17―302号
債務者　曽我　克英
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１８２号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目20番地の２（Ｅ20―301）
債務者　森山　千惠
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１９０号
大阪府豊中市山ノ上町６番22号
債務者　成本　　純
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２０６号
大阪市東淀川区南江口２丁目２番１―306号
債務者　上村富砂子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２２９号
大阪市平野区加美南４丁目４番39号
債務者　金本高弘こと　金　　高弘
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４０号
大阪市旭区清水３丁目12番２号　ル・ソレイユⅡ　101号
債務者　松村みさ子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２７０号
大阪市鶴見区鶴見５丁目８番２―704号
債務者　小笠　正治
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４０６号
大阪府東大阪市新上小阪８番２―412号
債務者　山森　明美
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部